

ひとり親家庭のみなさんへ

平成26年度高等技能訓練促進費事業

ひとり親家庭の母及び父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活の不安を解消し、安定した修学環境を提供するために、「高等技能訓練促進費」を、また、卒業後に「入学支援修了一時金」を予算の範囲内で支給します。

平成25年4月入学生から父子家庭の父も対象となっています。

【対象者】

- ・うるま市在住の20歳未満の児童を養育する母子及び父子家庭の母または父で、次の要件を満たす方
- ・児童扶養手当を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・養成機関において2年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業（又は育児）と修学の両立が困難と認められる方
- ・過去に本事業による給付を受けたことがない方

【対象資格】

看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が認める資格

【支給期間】

修学期間の全期間（上限2年）とする。《修学期間が3年の場合は、母子寡婦福祉貸付金の貸付制度もあります》

【申請期間】

平成26年4月1日（火）～4月15日（火）

支給額表

支給額表	訓練促進費	一時金
市民税非課税世帯	100,000円/月	50,000円
市民税課税世帯	70,500円/月	25,000円

平成26年3月31日までに修学を開始している方も該当いたしますので、詳細は左記までお問い合わせください。

【事前相談】

訓練促進費の支給を受けようとする場合は、事前相談が必要です。現在修学中の方、または修学を予定している方は、申請前に左記までご相談ください。

【お問い合わせ】

児童家庭課 母子係

☎ 973-4983

母子家庭生活支援モデル事業

さまざまな課題を抱えている母子家庭に対して、民間アパート等を借上げ、地域の中で自立した生活を送れるように、「うるま市母子家庭生活支援モデル事業」を実施しています。

【対象支援者】

- ① 子どもの生活環境を中心に支援を必要としている母子家庭で、以下の要件をすべて満たす方
- ② 市内に住所（原則3ヶ月以上）があり児童扶養手当を受給していること
- ③ 18歳未満の児童を養育していること
- ④ 支援期間内（原則1年）に自立に向けた具体的な目標及び意欲のある方

《優先される方》

- ・児童が3人以上いる方、または1才未満の乳児がいる方
- ・※生活保護法の住宅扶助を受けている方や公営住宅に入居している方は支援対象外になります。

【支援内容】

住宅支援（※①）、生活、子育て、就労など、総合支援を行います。

【支援期間】

原則1年ですが、必要と認められた場合は延長される場合があります。

【対象世帯数】

概ね10世帯を予定しています。支援対象母子家庭が10世帯を超えた場合は支援が出来ないこともあります。

※①「住宅支援」とは、拠点事務所「マザーズスクウェアうるはし」のあり、うるま市みどり町近隣地域に借り上げたアパートの居室を提供します。その際の敷金・礼金や月々の家賃の費用負担はありませんが、毎月の生活費（食費、光熱水費、駐車場代など）や退所時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

◆お問合せ先◆

「マザーズスクウェアうるはし」

☎ 098-972-7900

住所…うるま市みどり町6-2-18

相談日時

月曜日～金曜日

午前9時～午後7時

土曜日 午前9時～午後5時

（年末年始、日曜、祝祭日を除く）

